

平成 28 年度第 1 回観音寺市総合教育会議議事録

日時	平成 28 年 6 月 27 日 (月)	
	午前 9 時 30 分～午前 11 時 35 分	
場所	観音寺小学校大会議室	
出席者	観音寺市長	白川 晴司
	教育委員長	大久保 健二
	教育委員	齋藤 悦子
	教育委員	行天 武夫
	教育委員	出濱 利幸
	教育長	大平 幸男
説明のため出席	観音寺小学校長	三野 正
	学校教育課長	秋山 晴雄
	学校教育課指導主事	藤田 篤志
事務局	総務部長	原 幸弘
	教育部長	藤原 正清
	総務課長	垣見 尊
	教育総務課長	井上 英明
	教育総務課長補佐	横山 順一
	総務課	齋藤 英徳

会議次第

1 あいさつ

2 議題

(1) 観音寺市の特別支援教育の現状と課題について

(2) 観音寺小学校の特別支援教育の現状等について

(3) その他

3 閉会

事務局 本日はご多用中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただいまより、平成28年度第1回観音寺市総合教育会議を開催いたします。まず初めに観音寺市長よりご挨拶をお願いいたします。

市長 みなさんおはようございます。今日は梅雨の合間ということで晴天になりました。全国的には大量の雨によって大きな被害がでていところもありますが、本市におきましては、現在のところ大きな被害はでておりませんので、このまま雨の季節が通り過ぎてくれたらと考えております。

さて、本日は平成28年度第1回の観音寺市総合教育会議ということで、お忙しい中ご参集を賜りありがとうございます。教育問題につきましては、昨年度より市長部局も参画する

という改正がございまして、これまで先生方あるいは教育委員会で、観音寺市の子供たちの教育の方向性を決定していたところではありますが、我々一般行政が参画するという一方で、私も法改正に伴いまして勉強させていただきまして、教育問題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、これからもよろしくご指導願えたらと存じます。

本日は議題としまして「観音寺市の特別支援教育の現状と課題について」、また、「観音寺小学校の特別支援教育の現状等について」につきまして、十分にご審議いただく中で、子供たちのより充実した教育に向けてより一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきたいと存じます。

事務局

ありがとうございました。

それでは議題に移らせていただきますが、進行につきましては、観音寺市教育委員会教育部長の藤原が行ってまいります。

ただ今より、議題1の「観音寺市の特別支援教育の現状と課題について」につきまして、教育部学校教育課藤田指導主事より説明を申し上げます。

指導主事

それでは私の方から観音寺市の特別支援教育の現状と課題についてということで説明をさせていただきます。資料の1ページをご覧ください。まず、項目1の平成28年度特別支援学級入級者についてであります。小学校では合計73人、中学校では合計29人の合計102人の入級となっております。市全体では昨年度と比べまして19人の増加であります。特に小学校では知的障害学級、自閉症・情緒学級への入級が増加しています。中学校では、知的障害学級への入級が増加している状況です。ここにお示ししておりますのは、特別支援学級に所属する児童・生徒ですが、通常の学級に所属する児童・生徒の中には発達障害を抱える児童・生徒も増加してきておりまして、個々の障害を理解したうえで、個別に支援を行うなど、支援体制の構築や研修について充実していく必要があると考えています。

特別支援教育については、各学校の特別支援コーディネーターの先生を中心にしまして、個々の児童・生徒の障害にあった教育支援計画を立て、校内研修では特別支援教育に関するプレゼンテーションなども活用していただきながら研修を行うなど、校内のみならず関係機関とも連携しながら個別ケース検討会議を開催して、個別の支援のあり方について十分吟味しながら支援に活かしていただけるよう今後も各学校に指導していきたいと考えております。

続きまして来年度の通級指導教室で指導を受ける児童数についてであります。昨年度末で通級指導教室を終了する児童は他校から通う児童を含めて観音寺小学校で8人、大野原小学校で8人の計16人です。そのうち6人は卒業が理由であります。現時点では中学生については通級指導の対象にはなっておりません。通級指導教室は通常の学級に所属する児童・生徒に個別に支援を行うことで、良い成果がでてきており、学校現場や保護者からも入級希望が多くなってきております。本年度は通級指導教室を指導しております大野原小学校の藤岡先生、観音寺小学校の小川先生に8月に開催します特別支援員教育支援研修において通級指導教室における指導法についてお話をいただき、個別に指導を要する児童・生徒への指導のあり方について研修を深めていく予定としております。

続きまして、観音寺市特別支援教育支援体制についてであります。三豊市と合同で西讃地

域特別支援連携協議会と称しまして、保・幼・小・中並びに関係機関の代表者、実務者の方にお集まりいただきまして、特別支援教育に関する連携推進に取り組む組織があります。本年度も三豊市と観音寺市で連携しながら特別支援教育の支援体制を構築していかなければならないと考えています。各学校にも西讃地域特別支援連携協議会によるネットワークブックが配布されており、個別の支援に行き詰った際の相談窓口が紹介されています。また、昨年度より、観音寺市発達障害等支援連携会議が設置されました。これは本市の4課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、学校教育課が連携調整し、関係機関の専門的な指導をいただきながら特別な支援を要する子供たちへの支援の充実を図っていかうとするものです。実際に平成27年度にはこの組織を活かしまして、4校でケース会議を開催し専門家から助言を受けるなどしています。

次に平成28年4月1日より施行されました障害者差別解消法に伴う学校での体制の整備についてです。内閣府からは、学校における合理的配慮として資料にあるようなことが示されています。障害者差別解消法には、発達障害を含むとされていますので、通常の学級担任の先生も、このことについて知っておいていただきたいことです。日頃より個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、支援に活かしているところですが、この合理的配慮についても今後は支援計画を作成する際に想定しておくことが重要と考えております。各学校では今の段階でできることと、できないことを整理しておいて、保護者とも丁寧な話し合いをし、できないことについては代替案を示すなどして、合意形成を図っていくようお願いしているところです。学校の相談窓口を保護者に示しておくことも大切なことと考えています。合理的配慮につきましては、国立特別支援総合研究所のホームページにもデータベースとして例が示されており、各学校には参考にしながら一つ一つの事例で考えていただくようお願いしているところです。

最後に各学校では特別支援教育支援員が支援を要する児童の支援にあたっています。幼稚園では29人、小学校に29人、中学校には10人の支援員を配置しています。市予算での支援員の配置により個に応じた支援が可能になり、通常学級の担任の先生とも連携を図った指導が可能となっています。昨年度より特別支援教育支援員対象の研修も行っており、今年度も8月2日に香川県発達障害者支援センター「アルプス香川」の相談支援員荒井先生をお招きして、ご講演をいただく予定としております。今後も各学校において障害特性に応じた指導の充実、さらには通常学級に所属する発達障害を抱えた児童・生徒の指導体制の構築のために関係機関の指導をいただきながら、個々の先生方の指導技術の向上も図ることができるよう学校に対して指導・助言を継続してまいりたいと考えております。

以上で観音寺市の特別支援教育の現状と課題についての報告を終わります。

学校教育
課長

特別支援教育の支援員について少し補足させていただきます。平成28年度は特別支援員の予算を拡充していただいております。先程ありましたように、平成28年度は小学校に29人、中学校に10人で合計39人配置しています。今年から支援員が4時間体制又は6時間体制の希望制としまして、4時間体制が25人、6時間体制が14人の配置としています。平成27年度は特別教育支援員が35人でありましたので4人の増員でありますし、平成27年度は全て4時間体制でありましたので、状況に応じて長く支援をしたいということで

6時間体制を設けました。予算で比較しますと平成28年度は4,377万円、平成27年度は3,001万円ですから、1,376万円の増額となっております。これによって学校側は非常に助かっております。個に応じた指導ができていくということで、実際に学校訪問で参観すると、子供たちが集中して授業に取り組んでいる。保護者の方にも非常に好評で喜んでおります。これらの体制や取組が非常に充実していると思います。

事務局 特別支援教育の現状と課題について説明がありましたが、ご意見、ご質問はございますか。

教育長 お聞きのように多くの支援を要する児童がいるわけでありますが、資料にあります個別ケース検討会というのがありまして、学校として対応が難しい場合に会議を開くわけですが、具体的にどういった事例があって、どういった対応をしているのか教えてくださいませんか。

指導主事 昨年度の事例で、通常学級に所属している児童で発達障害などの診断は受けていないが、授業中にじっとしてられない、集中できずに授業の途中で教室から出てしまうという事例がありました。これに対して、学校では個別に校内研修等を行い共通の理解をしていますが、昨年度からスタートしました4課連携の会ができましたので、専門的な見地からご意見をいただくということで、例えば保健師であるとか香川県発達障害支援センターの先生をお迎えすることによってそれぞれ貴重なご助言をいただけます。例えば、授業中に鉛筆をかじるという行動が、一面から見るとやめさせるべきと思われるかもしれませんが、それが発達の障害から出ている行動であるなど、医学的な背景から助言をいただけることによって、担任、支援員がどういうふうに関わっていけばよいかということでご支援をいただくことができたという成果があります。

委員長 昨年度4校で検討会議を開いたということで、それは観音寺市内の学校でしょうか。割合としてはどうでしょうか。

指導主事 4校は市が関わったものだけでありまして、各学校独自で随時、研修やケース会議はしています。少ないように感じますが、特別困難な事例が4校ということですよ。

教育長 また、児童が特別支援学級に入級する際に保護者の理解が得られないということがあります。専門医について、低学年から学校と保護者が協力して対応することが望ましいとされています。

学校教育課長 特別支援教育の入級に際しては、保護者の理解は重要で保護者が入級させないということで、本当は専門的な指導を受ける必要があるにも関わらず通常学級に入ることがあります。また、特別支援学校相当の子が普通学校の特別支援学級に入級するなど、親のニーズも尊重していくことも障害者差別解消法に基づいているということです。また、時期はいろいろですが、途中でやっぱり特別支援学級に入級させたいというケースも出てきております。

委員 特別支援学校での教育と特別支援学級の教育との一番の違いは何ですか。

指導主事 ひと言では言えませんが、障害に専門的な先生も集まっていますし、通常学級では集団の中で児童を見ていかないといけないという難しい面があります。特別支援学校に行くことによって、より児童に応じた適した指導ができるということです。

教育長 基本的には、国の学習指導要領がありますから、どの学校においても指導要領に応じた学習をしていくということですが、特別支援学校あるいは特別支援学級においては、別の教科書を使って子供の実態に応じた形で、国語、算数ではなくて生活単元という作業をするとか

いうことをしても構わないということになっていますので、子供の障害の程度に応じて指導していくことができます。

発達障害の児童への対応についてですが、国の方では支援学級を作らずに通常学級の中で、その子供に応じた形の教育をなささいということがありまして、市としては支援、指導員を置くよう国に求めているが、そこまで国の方は動いていないという状況です。

市長 一般の学校で、障害者差別解消法に基づいたハード面の整備はどうなっていますか。特別な教室を作っていないといけないんですか。

教育長 進めていかないといけないです。また、目の不自由な児童がいれば大判の教科書やルーペを置いたりということがあります。その他具体的なことを観音寺小学校のほうで紹介できますか。

校長 観音寺小学校では現在、知的学級、病弱学級、肢体不自由児学級が各1クラス、情緒学級が2クラスあります。本校のハード面の整備に関しては、肢体不自由児学級等の児童のために、エレベータの設置や、車椅子のまま机が使用できるように、通常の二倍くらいの大きさの机等も準備しております。また、本校には「言語の通級指導教室」があり、放課後には、他校の児童も通ってきています。

さらに、県立聾学校に通う児童の体験入学等も積極的に受け入れております。

委員 通級指導教室で今年度発達障害児が3人増えていまして、今後増えていく可能性があると思いますが、その際、先生も増員していかないと負担が大きくなりますが、それが心配です。

指導主事 通級指導教室についてもかねてからの課題となっています。本市は幸いにも予算を付けていただいておりますが、県内の状況を見ると1人あたりの人数が13~15人となっています。香川県としてもこの辺をラインと捉えていて、国の方に通級の課題として強く要望していますし、市町からも県に要望しているところですが、なかなか叶わないといった現状があります。香川県では平成29年度から香川県方針を出していきまして、それが拠点校方式というもので、1人の通級指導担当教師が兼務校を持って、週のうち何日かは違う学校で1日勤務をするということを念頭に各市町で対応をお願いしますというものです。

市長 資料によると、通級指導教室の児童数は、観音寺小学校11人と大野原小学校30人とありますが、他の学校からの児童がいるということでしょうか。

事務局 観音寺小学校、大野原小学校とも他校からの児童を受け入れております。

校長 観音寺小学校を含めて市内各校においても、保護者の発達障害等に関する理解が進み、医療機関等との連携によって、生活や学習のしづらさが解消される児童が増えてきております。

市長 市全体でどのくらいの児童に症状があるのかわからないですが、大野原小学校でモデル的にやっているということですか。

教育長 大野原小学校は児童数が多いことから拠点校方式として選んでいます。大野原小学校へ通う児童がいるのと、先生が違う小学校へ出向いて指導する場合があります。

市長 その先生が観音寺小学校へ来られる時は独自のカリキュラムでやるわけですか。

校長 そうです。木曜日と金曜日の午前中に、本校に来られて指導いただいています。また、放課後に大野原小学校へ通う児童もおります。

学校教育 補足させていただきますが発達障害を抱える児童を持つ親が悩む場合がありますが、そう

- 課長 いうときは市の教育センターで教育相談を実施しています。三豊総合病院の臨床心理士を月3回、半日程度配置し、相談できる体制があり専門的な指導を受けられます。できるだけ早期にアドバイスをいただくことが重要です。専門的な指導を受けた児童を見ておりますと非常に伸びているなど感じるすることができます。
- 教育長 支援員を付けてできるだけその子に応じた形の指導をしながら、子供自身が自分で何とかコントロールできるという自信をつけていくということ、幼稚園、保育所の健診など早い段階で巡回相談をしていますから、保健師や臨床心理士が関わるることによって見つけるというシステムをつくるということが改善策になるのではないかと思います。
- 指導主事 巡回相談の中心となるのは健康増進課、社会福祉課ですけれども、保育所や幼稚園から見てほしいという要望が個別にあがってきますので、それを社会福祉課が計画を立て、臨床心理士が巡回指導に回っています。その時に一番大きいのは保護者の方に臨床心理士が面談する場合も多いので、そういうことで保護者の方の理解が深まり、専門的な方からそういう見解をいただけるということで就学指導につながっていくということが成果としてあります。
- 事務局 他にないようですので、議題1は終了いたします。校内参観をしたいと思っておりますので、準備をお願いいたします。
- 事務局 議題2の「観音寺小学校の特別支援教育の現状等について」三野校長よりお願いします。
＜三野校長の案内により各教室や授業内容等について説明を受けながら校内参観＞
- 事務局 ただいま、校内参観をしながら説明を受けましたが、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。ないようでしたら、議題2を終了したいと思います。
みなさまお疲れ様でした。